

RIETI政策シンポジウム
経済社会の将来展望を踏まえた大学のあり方

国立大学の果たしている役割と 今後の課題

2008年5月30日

経済産業研究所ファカルティ・フェロー
(東京大学 先端科学技術研究センター)

玉井克哉

国立大学法人制度

- 2004年4月1日 国立大学法人制度発足
- 基本財源は「運営費交付金」
(平成20年度は1兆727億円)
- 2010年3月までが「第1期」中期計画期間
- 「第2期」に向け活発な議論

国立大学運営の現状

- 授業料収入
- 競争的研究経費
- 運営費交付金
 - 通常の運営費交付金
 - 特別教育研究経費
 - 教育改革・研究推進・拠点形成等
- 受託研究費等
- 寄付金

運営費交付金配分の現状

- 非裁量的部分についても明示されていない
(➡ 第2セッション赤井報告)
- ほぼ教員数に比例
 研究所を多く持つ、教員数の多い大学に
 手厚い配分
- 法人化前の配分方法が影響
 - 講座制・学科目制
 - 「当たり校費」
 - 実験講座・非実験講座
 - 大学院重点化

他の配分方法の例

例1: 競争的研究費に比例させる

– 平成19年5月21日財政制度等審議会

例2: 学生数に比例させる

- 学生一人当たりの経費は異なるので傾斜配分
(たとえば医学部1に対し法学部15)
(➡ 第2セッション田中報告)

「大学とは何のためにあるのか」

「国立大学が果たす役割は何か」

(➡ 第1セッション島報告)

国立大学の役割 (1)

- 教育
- 研究
- 経済・社会への貢献

➡ 「研究」と「教育」という軸

“研究と教育は一体であり、分けることはできない”



“それは昔の話。教育と「一体」の基盤的な研究は他と区別できる”

国立大学の役割 (2)

- 教育
- 研究
- 経済・社会への貢献
- 47の都道府県すべてに国立大学は存在
- すべての役割が同じなのか？
➡ 「中央」と「地方」という軸

「地方」国立大学の役割の例

- 教育.....地域で必要な人材の育成
例: 地元高校の教員
例: 地域医療を担う医師
- 研究.....地域活性化をもたらす研究
例: 特産農産物の栽培方法
- 経済・社会への貢献
例: 地元企業との共同研究

国立大学の役割と見直しの方向 (1)

「中央」の大学のあり方

- 国にとって必要な人材の育成
例: 文部科学省職員
- 世界水準の研究
例: ニュートリノ天文学
- 国民経済全体への貢献
例: 大学発ベンチャーの創出

国立大学の役割と見直しの方向 (2)

“「地方」での役割が主になる大学のあり方は、地域が決めればいい”

例: 大学医学部より県立病院の方を重視

→ 医学部に配分されている運営費交付金を削減し、見合いの地方交付税交付金を配分



“地域での大学の役割は長期的課題。4年ごとの選挙で交代する首長や議会の意思に委ねるべきではない”

国立大学の役割と見直しの方向 (3)

- 「研究大学」と「教育大学」
- 「研究のための研究」と
「メシの種になる研究」
- 「基盤的人材育成」と
「高度専門職業人育成」

(➡ 第2セッション トンプソン報告)

見直しに際しての留意点 (1)

- 現状の構成員のまま大学の「役割」だけ変更してはならない
 - すべての国立大学に明確な「役割」はない、というのが従来的前提
 - 教員人事に際しても考慮されていない
例: 「地方」における有機ELの研究

 リシャッフルが必要

見直しに際しての留意点 (2)

- 研究・教育は「ブランド産業」
ブランドの異なる組織間の競争には
大きなハンディ
 - 「世界水準の研究」を担いうる人材は多く
ない
研究者人生の中でもピーク期は短い
- ⇒ 研究者各自のステージに応じた
配属が可能な組織規模が適切
- 例: 首都圏の国立大学は「東京大学」に

見直しに際しての留意点 (3)

- 国立大学全体についての国レベルでの(マクロな)ガバナンスは、個々の大学のレベルの(ミクロな)ガバナンスに反映

例: 学長の選考方法

例: 大学附置研究所予算のあり方

例: 自立分散型の大学管理

(University of Californiaなど)

(➡ 第3セッション ヤング報告)

その他の問題点

- 国立大学法人の仕組みに多様性がない
- 学長のリーダーシップ
組織規模が小さくなければ全体への
目配りは不可能
- 私立・公立大学と明らかに共通する機能
についてもフェアな競争基盤がない
例: 法科大学院

改革に向けての方向(1)

- 教育機能と研究機能に分ける
- 運営費交付金の非裁量的部分は教育機能（とそれに関連する基盤的研究費）に配分する
- 研究機能は競争的研究費によってまかなう
- 国立大学を大規模化し、小規模組織の連合体とする
- 大規模化された国立大学内での「ブランド内競争」を促す
- 教員は研究組織と教育組織の間を流動する

改革に向けての方向(2)

“物事を大きく変えることは、それ自体
いけない”

“特に大学のような制度については
そういえる”



“もしそうだととしても理念と方向が
必要”

財務省による「見直し」案について

財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会(平成20年5月19日)

“国立大学法人評価については、機関評価だけでなく、各大学の学部・研究科ごとの水準と達成度の相対評価が明確になるよう厳格に実施・公表し、これを踏まえた運営費交付金の配分ルールに見直すべきではないか”

文部科学省による「見直し」案について

2期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分に関する「見直しの方向性」(平成20年4月14日)

(方向性1)

第1期中期目標期間における各大学の努力と成果を評価し、資源配分に適切に反映させることを通じ、競争的環境を醸成し各大学の切磋琢磨を促す。

(方向性2)

第2期中期目標期間を通じ機動的に各大学の改革を支援し、教育研究水準の向上等に向けた各大学の継続的な努力や、大学の多様化、機能別分化を促す。

(方向性3)

各大学の特性・状況に配慮しつつ、大学経営の効率化を促す。

ご静聴ありがとうございました



tamai@ip.rcast.u-tokyo.ac.jp

www.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp